

第 1 2 9 号議案

足立区創業支援施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区創業支援施設条例の一部を改正する条例

足立区創業支援施設条例（平成 1 5 年足立区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表を次のように改める。

名称 足立区千住一丁目創業支援館

位置 東京都足立区千住一丁目 4 番 1 号

第 4 条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とする。

第 2 1 条を削る。

第 2 2 条の見出し及び同条第 1 項中「会議室、研修室及び」を削り、同条第 2 項を削り、同条を第 2 1 条とし、第 2 3 条から第 2 5 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1（第 1 1 条関係）

施設名称	事務所番号	保証金の額
千住一丁目創業支援館	1 1 0 1	1 6 万円
	1 1 0 2	
	1 1 0 3	
	1 1 0 4	
	1 1 0 5	
	1 1 0 6	
	1 1 0 7	

	1 1 0 8	
	1 1 0 9	
	1 1 1 0	1 4 万 円

別表第 2 ( 第 1 2 条 関 係 )

施設名称	事務所番号	使用料 ( 月 額 )
千住一丁目創業支援館	1 1 0 1	2 万 8 , 0 0 0 円
	1 1 0 2	
	1 1 0 3	
	1 1 0 4	
	1 1 0 5	
	1 1 0 6	
	1 1 0 7	
	1 1 0 8	
	1 1 0 9	
	1 1 1 0	2 万 4 , 0 0 0 円

別表第 3 ( 第 1 3 条 関 係 )

施設名称	事務所番号	共益費 ( 月 額 )
千住一丁目創業支援館	1 1 0 1	2 万 6 , 0 0 0 円
	1 1 0 2	
	1 1 0 3	
	1 1 0 4	
	1 1 0 5	
	1 1 0 6	
	1 1 0 7	
	1 1 0 8	
	1 1 0 9	
	1 1 1 0	2 万 2 , 0 0 0 円

付 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の足立区創業支援施設条例（以下「旧条例」という。）第 3 条の足立区千住仲町創業支援館の入居者であった者に係る旧条例第 1 1 条の保証金、旧条例第 1 2 条の使用料、旧条例第 1 3 条の共益費、旧条例第 1 4 条の費用の負担及び旧条例第 1 6 条第 3 項に規定する義務については、なお従前の例による。

( 提案理由 )

千住仲町創業支援館を廃止する必要があるので、この条例案を提出いたします。